「慰安婦問題」に関する適切な対応と、未来志向の70年談話を求める意見書

昨年2月20日、いわゆる「河野談話」作成時の事務方責任者であった石原信雄元官房副長官の衆議院予算委員会での証言が契機となり、菅義偉内閣官房長官の下、「河野談話作成過程等に関する検討チーム」が設置され、同年6月20日には「慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経緯」(以下「慰安婦問題の経緯」という。)が取りまとめられた。

その中で、平成5年8月に出された「河野談話」に関しては、その作成過程において強制連行を示す事実は確認できず、事前に韓国と日本との間ですり合わせが行われ、最終的に日本が韓国に譲歩し配慮するような形で作成されたことが明らかになった。

その2か月後の8月、朝日新聞は、慰安婦を強制連行したという吉田証言が虚偽であること、さらに慰安婦と女子挺身隊を混同した誤用など、慰安婦問題に関する32年間の長きにわたる報道の虚偽や誤りをようやく認め、謝罪した。

しかしこれまでの間、国連勧告やアメリカをはじめとした外国議会及び外国の地方議会での非難決議、世界各地における慰安婦の碑や像の設置などにより、日本の名誉と信頼は地に落ちたと言っても過言ではなく、強制連行の根拠が崩れた今日、国においては、不当におとしめられた日本の名誉と信頼を早急に回復するための行動が求められる。

おりしも、現在政府は、安倍首相が今夏に発表する戦後70年談話を巡る有識者会議「21世紀構想懇談会」を設け、その内容を検討しているとのことであるが、現在及び将来にわたる日本人の誇りを取り戻し、かつ守るため、次の事項を実現されるよう、強く要請する。

- 1 「慰安婦問題の経緯」で確認された事実について、日本国民に正しい認識を 周知するための広報を推進するとともに、国際社会に向けて多言語で積極的な 発信を行うこと。
- 2 正しい歴史認識を周知するための広報を推進するとともに、教科書が史実に 基づいて記述されるよう適切に対応すること。
- 3 終戦70周年の節目に内閣総理大臣談話を発表する際には、過去の教訓も踏まえ、今後の国際貢献の在り方などを含む未来志向の談話を発出すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月3日

徳島県議会議長 川 端 正 義